平成２３年（フ）第１０７号
静岡県御殿場市印野1673番地の５　印野第１団地404
債務者　大石　みさ
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
静岡県沼津市我入道南条寺75番地　サンライフ75Ｅ2010、前住所静岡県沼津市下香貫下障子3213番地　真野マンション102号
債務者　土佐谷法之
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
静岡県伊東市宇佐美2125番地の１石田アパート１号、前住所静岡県伊東市湯川692番地の４
債務者　久保谷全良
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
愛知県江南市小折本町柳橋28番地
債務者　大澤　道子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２８号
三重県松阪市駅部田町935番地
債務者　辻　　清明
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４４号
三重県松阪市魚見町201番地３
債務者　福居　　修
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４５号
三重県松阪市魚見町201番地３
債務者　中川　知子
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４８号
三重県松阪市平成町73番地12
債務者　上村　聡子
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１８号
群馬県利根郡みなかみ町政所1105番地　マイタウン月夜野202号
債務者　水田　悦夫
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
神奈川県厚木市水引１丁目12番24―102号
債務者　原　　天
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６号
新潟市秋葉区みそら野３丁目219番地１
債務者　遠藤　正俊
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２９号
新潟県五泉市三本木２丁目４番１号
債務者　大橋　博美
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５号
新潟県阿賀野市出湯1127番地
債務者　杉本　　巖
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第６号
新潟県阿賀野市出湯1127番地
債務者　杉本　芳子
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２４号
新潟県村上市堀片７番31号　メゾネットはぴねす102
債務者　井坂　志津
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２８号
新潟県新発田市新栄町１丁目４番23号
債務者　土井　一豊
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３０号
新潟県胎内市黒川1485番地６
債務者　安孫子章子
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４４８号
愛知県稲沢市島町本郷432番地
債務者　平林　幸一
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部